

成田国際空港内撮影取扱要領

	昭和 54 年 7 月 10 日	運総総第 291 号
改正	昭和 56 年 12 月 21 日	運総総第 547 号
改正	平成 8 年 6 月 19 日	運総総第 145 号
改正	平成 11 年 5 月 24 日	企画第 1032 号
改正	平成 19 年 2 月 9 日	広報第 1016 号
改正	平成 24 年 3 月 2 日	広報第 1032 号
改正	平成 26 年 1 月 17 日	広報第 1029 号
改正	平成 27 年 3 月 4 日	管広報第 1036 号
改正	平成 28 年 9 月 12 日	管広報第 1017 号
改正	2019 年 4 月 8 日	管広報第 1003 号
改正	2023 年 11 月 7 日	管広報第 1024 号
改正	2024 年 12 月 18 日	管広報第 2021 号

（目的）

第 1 条 この要領は、成田国際空港（以下「空港」という。）内の成田国際空港株式会社（以下「N A A」という。）の施設等において行う撮影にあたり、旅客や空港内従業員等の安全や秩序の維持を図るため、許可申請手続、撮影に係る料金（以下「撮影料」という。）その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この要領は、空港内における次の各号に掲げる撮影について適用する。ただし、空港内の事業者がスマートフォン等の小型機材を用い、少人数かつ短時間で行う社内用資料作成のための簡便な撮影についてはこの限りでない。

- （１）映画、ドラマ、CM、テレビ・web 番組等の制作のため行う撮影
- （２）広告、ポスター、カレンダー、雑誌等の制作のため行う撮影
- （３）ラジオ番組、テレビ番組等で使用する音声の収録
- （４）資料等の作成、HP 掲載、記録用のため行う撮影
- （５）SNS 等を含む収益目的の撮影

（撮影場所）

第 3 条 撮影のため使用できる場所は、旅客ターミナルビル、駐車場、道路（成田国際空港警察署長の許可を必要とする部分については、当該許可を受けることを条件とする。）、その他 N A A が管理する諸施設等とする。

ただし、制限区域における撮影は、N A A が認めた特別な事情がある場合を除き、原則として認めないものとする。

(撮影時間)

第4条 撮影が可能な時間は、原則として平日の午前9時から午後5時までとする。

(撮影許可申請)

第5条 撮影スタッフ及び撮影被写体（以下、「撮影者」という。）は、撮影の目的、日時、場所、人数、撮影内容等について、N A Aが指定する方法で申請を行わなければならない。

(撮影許可)

第6条 N A Aは、撮影者からの申請に基づき、当該撮影を許可することが適当であるかの審査を行う。

2 前項の申請について許可した場合は、撮影者に対しその旨を通知するものとする。なお、N A Aは、必要に応じ条件を付することができるものとする。

3 撮影者は、N A Aから撮影許可を受けた内容について、N A Aが特別に認めた場合を除き、原則として変更できないものとする。

4 N A Aは、申請内容に不備又は虚偽の記載等がある場合には、撮影許可を取り消すことができるものとする。

(撮影料)

第7条 撮影者は、次に掲げるところによりN A Aに撮影料を支払わなければならない。

(1) 撮影料の額は、別紙に定める金額とする。

(2) 撮影料は、撮影日の3営業日前までにN A A指定の銀行口座へ振込みを完了していなければならない。

(3) 事前に申請した撮影時間又は撮影人数を超過した場合は、N A Aの指定する日までに事前に振り込んだ撮影料との差額を指定の銀行口座へ振込まなければならない。

(4) 前号の撮影時間は、N A A広報部にて撮影許可証を受領してから返却するまでの時間を指すものとする。

2 前項2号の期日までに撮影料の納入がない場合は、空港内で撮影を行うことができない。

3 N A Aは、第1項の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合について撮影料を免除することができる。

(1) 国、地方公共団体等が広報活動の一環として撮影を行う場合

(2) 学校法人等が記録等のための撮影を行う場合

(3) 空港内の事業者が自社の広報等のために撮影を行う場合

(4) 撮影日に撮影者が航空機で出発又は到着する旅客である場合

(5) 空港の広報宣伝に資する場合等で、N A Aが適当と認めた場合

(撮影許可証の交付)

第8条 NAAは、撮影者に対し、撮影当日にNAA広報部窓口にて空港内撮影許可証を交付するものとする。

2 撮影者は交付された空港内撮影許可証を適切に管理することとする。

3 撮影者は撮影終了後速やかに、空港内撮影許可証をNAA広報部窓口に戻却するものとする。

(撮影料の払い戻し及び振替)

第9条 撮影料は、NAAの都合により撮影を中止させた場合を除き、返還しない。

2 NAAの都合により撮影日時を変更した場合は、当該撮影料を変更後の撮影日の撮影料に振り替えることができる。

(撮影の中止及び延期)

第10条 NAAは、国公賓等のVIPが出入りする時間帯、旅客の混雑時その他空港の管理運営上支障を生じ、又はそのおそれがある場合は、事前に又は実施中に撮影を中止させ、又は延期させることができる。

(撮影者の責務)

第11条 撮影者は、撮影の実施にあたっては、現場責任者を定め、本要領及び成田国際空港管理規程等諸規程を厳守するとともに、事故及びトラブルの防止に努めなければならない。

2 現場責任者は、撮影実施中は、空港内撮影許可証を常時視認できるよう携帯しなければならない。

(禁止行為)

第12条 撮影者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 許可を受けた場所以外で撮影をすること。

(2) 許可を受けた場所を撮影以外の目的に使用すること。

(3) 保安検査場(保安機器、保安検査員含む)が映り込む撮影をすること。

(4) 施設管理者の許可なく税関エリア、出入国審査エリア、検疫エリアを撮影すること。

(5) NAAの許可なく店舗やラウンジ等を撮影すること。

(6) 航空会社の許可なく航空会社のカウンター等を撮影すること。

(7) 旅客、従業員、空港利用者等を無断で撮影すること。

(8) 歩きながら撮影すること。

(9) 走る、大声を出す等の行為をすること。

(10) 階段・エスカレータ・エレベータから撮影すること。

(11) 小型無人機等を使用すること。

(12) 航空機に向けてライト・ストロボを使用すること。

(13) 大型機材(カメラクレーン、レール等)を使用すること。

(14) 空港内の施設等に商号、商標、広告その他これらに類する表示をすること。

(15) 空港内の施設、設備等を移動すること。

(16) 空港内の施設、設備等に造作すること。

(17) 空港内の電源を使用すること。

(18) その他、旅客、従業員、空港利用者等に対し、迷惑を及ぼす行為をすること。

2 NAAは、前項の規定に違反した者に対し、直ちに撮影を中止させる等必要な措置を講ずることができる。また、今後の撮影についても許可しないなどの措置を講ずることができる。

(原状回復)

第13条 撮影者は、撮影を終了したときは、不要物を撤去する等、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 撮影者が、故意又は過失により撮影場所、設備等を破損し、汚損し、忘失し、又はその他の行為により、NAA、旅客、空港内事業者及び従業員その他の関係者に損害を与えた場合は、現場責任者は、直ちにその旨をNAAに報告するとともに、当該損害を賠償しなければならない。

2 撮影者は、旅客、空港内事業者及び従業員その他の関係者の故意又は過失により損害を受けた場合、NAAに対し当該損害の賠償の請求をすることができない。

(その他)

第15条 NAAは、特別の事情があるときは、この要領に定める事項について、別途撮影者との協議の上これを定めることができるものとする。

附 則 (昭和 54 年 7 月 10 日 運総総第 291 号)

この要領は、昭和 54 年 7 月 10 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 12 月 21 日 運総総第 547 号)

この要領は、昭和 56 年 12 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 6 月 19 日 運総総第 145 号)

この要領は、平成 8 年 6 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 5 月 24 日 企画第 1032 号)

この要領は、平成 11 年 5 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 2 月 9 日 広報第 1016 号)

この要領は、平成 19 年 2 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 2 日 広報第 1032 号)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 1 月 17 日 広報第 1029 号)

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 4 日 広報第 1036 号）

この要領は、平成 27 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 12 日 広報第 1017 号）

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（2019 年 4 月 8 日 広報第 1003 号）

この要領は、2019 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（2023 年 11 月 7 日 管広報第 1024 号）

この要領は、2023 年 11 月 20 日から施行する。

附 則（2024 年 12 月 18 日 管広報第 2021 号）

この要領は、2025 年 1 月 22 日から施行する。

撮影料金

撮影料金は、撮影に関与する人数につき、1人当たり以下に定める金額に消費税及び地方消費税等の額を加算した金額とする。

撮影時間	撮影料金
～3時間	3,000円/人
3時間超～ 6時間	4,000円/人
6時間超～ 8時間	5,000円/人

(例)

2025年1月31日(金)に5人で3時間撮影する予定だったが、撮影日に7人で4時間撮影した場合

【撮影前】

撮影料金：16,500円※税込み (3,300円×5人)

振込期限：2025年1月28日(火)まで

振込金額：16,500円※税込み

【撮影後】

撮影料金：30,800円※税込み (4,400円×7人)

振込期限：NAAの指定する日まで

振込金額：14,300円※税込み